

第3回富山県国民健康保険運営協議会 議事録要旨

◆日 時：平成29年9月1日（金） 13：30～15：00

◆場 所：県庁4階大会議室

◆出席委員：11名

【被保険者代表】

赤池委員、中田委員

【保険医又は保険薬剤師代表】

井川委員、村上恭子委員、村上美也子委員、山崎委員

【公益代表】

大井委員、千田委員、中村委員

【被用者保険等保険者代表】

相田委員、松井委員

◆事務局：布野厚生部次長、中村厚生企画課医療保険班長 ほか7名

1 挨拶（布野 富山県厚生部次長）

2 議 事

（1）富山県国民健康保険運営方針（中間報告案）について

<事務局>

- 資料1-1（富山県国民健康保険運営方針（中間報告案）概要）、
資料1-2（富山県国民健康保険運営方針（中間報告案））及び
資料1-3（富山県国民健康保険運営方針のスケジュールについて）に基づき説明
・第2回運営協議会からの修正追加項目について
（激変緩和措置、医療費適正化に向けた取組 など）

（2）富山県国民健康保険運営方針パブリックコメントについて

<事務局>

- 資料2（富山県国民健康保険運営方針パブリックコメントについて）に基づき説明

（3）国民健康保険事業費納付金に係る激変緩和措置について

<事務局>

- 資料3-1（納付金・標準保険料率算定フロー（改訂版））及び

資料3-2（国民健康保険事業費納付金に係る激変緩和措置について）に基づき説明

- ・納付金や標準保険料率が算定されるまでの流れについて説明
- ・激変緩和措置の考え方（基準）について説明

激変緩和の比較対象は「被保険者1人当たりの各市町村の納付金」(d)ベースで比較することとする。

- ・激変緩和措置に必要な一定割合について説明

先月実施した平成29年度に改正後の国民健康保険法が施行されたと仮定した場合における納付金等の試算において行った激変緩和の予行の際に使用した一定割合の考え方について説明

一定割合については、本日説明した考え方を基礎に、国の検討状況や他都道府県の取組状況も踏まえ、市町村と協議し、準備を進める。

3 意見交換

<委員>

- ・保険料の統一について、マスコミでも報道されているところだが、財政の安定化や業務の効率化といった点を考えると保険料の統一を目指すのがいいと思う。
- ・また、事務の広域化は今回の国保の改革でも重要なところである。県や国保連が中心となって早期に実施していただき、出てきた余力、マンパワーを医療費の適正化等に向けていただきたい。医療費の適正化については協会健保でも8つの市町村と協定を結んでやってきているところ。今後も国保と被用者保険と一体となって進めていきたい。
- ・富山県では今のところないと思うが、法定外の一般会計からの繰入れが全国的にも問題となっており、被保険者の立場からすると、保険料と税金の二重払いのようなかたちになる。各市町村で赤字となった場合の対応については、県の基金の貸付等で解消されるという理解でよいか。
- ・平成28年度に前倒しで実施された保険者努力支援制度について市町村毎の実績はどのようになっているのかデータの提供等があるとよい。

<事務局>

- ・法定外の一般会計からの繰入れについては、今回の制度改革において、当年度の給付が誤っていた場合には、不足分を基金から繰入れることになっており、その分については翌年度の納付金算定の際に上乗せすることとなっております。
- ・保険者努力支援制度の結果についてですが、結果については各市町村にフィードバックしております。県も市町村と連携してインセンティブを確保するよう進めていきたいと思っております。

<委員>

- ・レセプト点検について現在の実施状況は。また、支払基金や国保連では、レセプト点検

は電子化がすすんでいるが、運営方針において機械化を推進する旨を記載するのもよいのでは。

<事務局>

- ・現在は国保連で1次点検、市町村において2次点検、県において3次点検として市町村を縦断するかたちでレセプト点検を行っております。運営方針にどこまで記載するかというところですが、他の記載内容との並びも踏まえまして検討させていただきたいと思っております。

<委員>

- ・算定フローについて項目が非常に多く、どこが大きく影響しているのかといったことがわかりづらい。数値をみて議論ができればよかった。また、市町村は制度改革によってどのように変わるか予測するのが大変である。ここの数値等を押さえるようにといった指導をしてほしい。

<委員>

- ・先日の新聞による市町村への調査では、県に移管されることで懸念されることとして、「保険料の変動」や「事務上の負担増やミス」が挙げられていた。来年度、混乱なくスタートできるよう市町村と連携して準備することが大事だと思われる。

<次長>

- ・市町村とはこれまで連携会議や作業部会にて協議を行ってきたところです。今回の資料についても先日実施した連携会議で市町村と協議した内容を踏まえて作成しております。数値等については県で持っているデータと市町村で持っているデータを確認し合いながら進めているところであります。委員の皆様のご指摘どおりこれからも市町村と密に連携をしていきたいと思っております。

<会長>

- ・激変が想定されるシチュエーションは。

<事務局>

- ・これまでは、市町村単位で保険給付等に必要な費用を負担してまいりました。新制度では、県全体の保険給付等に必要な費用を各市町村が、医療費水準や所得水準、被保険者数に応じて配分される納付金という形で負担することとなります。
- ・どういった場合に激変となるかは、一般的には、納付金の配分にあたり考慮される、医療費水準や所得水準が高いと負担増となり、激変となる可能性があります。実際には、いろんな要因が重なり、そのとおりにとはならないこともあります。

<会長>

- ・激変緩和措置はずっと実施されるのか。

<事務局>

- ・激変緩和のための国の基金の制度は6年間となっております。以降は各都道府県の判断によって、県の繰入金等を使って激変緩和が必要な場合は実施することになります。保険料が統一となればそこまでとなります。

<委員>

- ・現時点での県内の激変緩和の状況はどうか。県内はそこまで医療費水準等に差は無いから激変はそこまで無いのでは。

<事務局>

- ・激変緩和を予行した結果、国からの暫定措置によりどの市町村も自然増の範囲内に留まるようになっております。来年度については、診療報酬の改定もありますし、国からの仮係数を受けてから試算を行いますので11月頃にならないとわからない状況です。

<委員>

- ・県は制度改革で業務が増え大変ではないか。組織の改編や増員などの状況は。オーバーワークも言われているので新しい課などができたらよいと思う。

<事務局>

- ・例年、秋の後半頃から行革の検討がなされています。対外業務も増えますし、医療保険班としては組織を拡充してほしいという要望をすることになります。しかしながら、決定権は持ち合わせていませんので、どのようになるかは分かりません。

<委員>

- ・激変緩和に使われる数字は決まっているのか。

<事務局>

- ・最終的に県の激変緩和がどうなるかといったことや激変緩和の数字などはまだ決まっていますが、国の予算規模として都道府県全体で300億が示されています。ただし、それ以外でも県の繰入金を使って激変緩和を行ってもよいとされておりますので、国としては現行の保険料が変動しないよういろいろと措置を検討しており、県としても市町村と協議を進めているところです。

<次長>

- ・国からは激変緩和以外にも様々な公費投入がされておりまして全体で1700億となっております。国も激変を起こさないようにということで相当配慮をされているところでもあります。他の県と比べても市町村におけるバラツキがあまりないのでそこまで大きく変動するところはないと考えております。いずれにしても、試算数値は国からの示された数値に基づいて積算することとなっているものですから、11月になれば、仮の係数というものが国から示されて、具体的な確定数値が出てくると考えております。

<会長>

- ・本日は中間報告案や納付金算定における激変緩和措置について事務局から報告いただきました。パブリックコメントをこれから実施するということではありますが、事務局から提示されたものをベースにしまして、本日の議論を踏まえまして修正する箇所については修正をしたうえで、パブリックコメントを実施していただくことにしたいと思います。修正については私に一任していただいてもよろしいでしょうか。(異議なし) それではそのようなかたちで進めさせていただきます。

<次長>

- ・今まで皆様からいただいたお話をもとに中間報告案について、パブリックコメント等の準備を進めさせていただきたいと思っております。本日はありがとうございました。

4 閉会